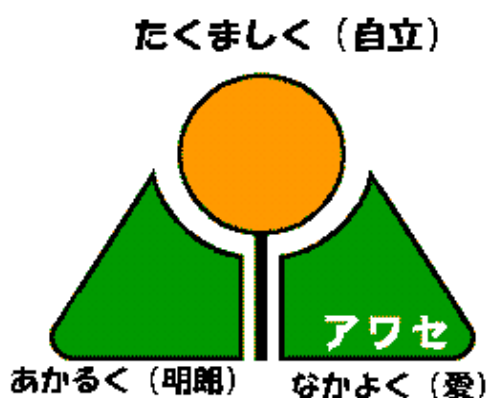


令和2年度 沖縄県立泡瀬特別支援学校 高等部入学者選抜学力検査等募集要項



沖縄県立 泡瀬特別支援学校

〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根5丁目2番20号

TEL (098) 932-7584

FAX (098) 933-0797

令和2年度沖縄県立泡瀬特別支援学校高等部入学志願者募集要項

1 方針

沖縄県立泡瀬特別支援学校(以下「本校」という。)の高等部における入学者の選抜は、令和2年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に基づいて以下のように実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の本校の校長(以下「志願先学校長」という。)が所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基に行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、県教育委員会で作成した県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は各学校で独自に作成した問題で実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

- ア 募集年度の3月に特別支援学校の中学部又は中学校及び義務教育学校を卒業見込みの者
- イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員

募集定員は以下のように定める。

課程	学科	一般学級		重複学級		訪問学級		計	
		学級	定員	学級	定員	学級	定員	学級数	定員
全日制	普通科	1	8	3	9	1	3	5	20

(3) 出願期間

- ア 出願期間は、令和2年2月5日(水)、6日(木)の2日間とし、イに示す受付時間とする。
※志願希望者は、11月末日までに本校において志願前に教育相談及び進路相談を受けるものとする。
- イ 受付時間
2月5日(水) 午前9時から午後5時までとする。
2月6日(木) 午前9時から午後4時までとする。
※郵送の場合もこの期日までに必着とする

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた区域のものとする。

イ 志願者は、次の書類を出身の本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)、

(イ) 身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)

※身体障害者手帳に加え、療育手帳を持っているものは両方の写しを提出すること。

(ウ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）

※志願者が保護者と住所を同一にする場合は住民票謄本を、異なる場合には、志願者は住民票抄本、保護者は住民票謄本を提出すること。

(エ) 志願先学校長が指定する調査書

（保護者は二、ホ様式をまとめて提出することとする）

(オ) 健康診断書(第2号様式) ただし、過年度卒業者に限る。※要封印

(カ) 確約及び証明書(第8号様式)

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(キ) 写真3葉（1葉は入学志願書に貼付し、2葉は提出）

※出願日3ヶ月以内に撮影された縦5cm、横4cm、上半身・脱帽のもの（白黒、カラー可）とする。

ウ 出身の中学校長又は特別支援学校長は志願に係る次の書類を本校校長に提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)、

(イ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)

(ウ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）

(エ) 志願先学校長が指定する調査書

（特別支援学校中学部及び中学校はイ、ロ、ハ様式をまとめて提出することとする）

(オ) 健康診断書(第2号様式)（前記2の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。）

(カ) 確約及び証明書(第8号様式)（前記2の(4)のイの(カ)で提出のあった者に限る。）

(キ) 志願者名簿（別紙様式2部提出）

エ 志願者が県外の特別支援学校の中学部又は中学校に在学している場合は、次の手続による。

(ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けること。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)及び志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。

(5) 選抜の方法

ア 志願先学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして選抜を行う。

ウ 面接は、志願者全員について志願先学校長の定めるところにより実施する。

※面接については保護者同伴で行うこととする。但し志願者によっては志願者のみの面接を行なった後、保護者同伴の面接を行う。

(6) 学力検査等の期日及び検査の場所

ア 期 日

令和2年3月4日（水）及び5日（木）の2日間とする。

イ 検査の場所

(ア) 原則として本校とする。

(イ) 通学区域の規則の以下に掲げる区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。

ウ 集合時間及び場所

(ア) 両日ともに午前9時から9時30分までに本校高等部自立活動室に集合とする。

(イ) 出張検査場にあたっては、教育長の派遣する学力検査員等が検査要領に基づいて学力検査等を実施する。

(ウ) 志願者の中に出張検査場において受検する者のいる特別支援学校長は、出張検査場受検者名簿（第9号様式）、受検票、学力検査問題、学校が設定する検査に必要なもの等、を教育長あてに送付しなければならない。

エ 時間割等

(7) 普通科①

時限 月日	第1時限 10:00 ~ 10:50	第2時限 11:15 ~ 12:05	昼食 (55分)	第3時限 13:10 ~ 14:00
3月4日(水) —第1日目—	国語	理科		英語
3月5日(木) —第2日目—	社会	数学		面接

(イ) 普通科②

時限 月日	第1時限 10:00 ~ 10:50	第2時限 11:15 ~ 12:05	昼食 (55分)	第3時限 13:10 ~ 14:00
3月4日(水) —第1日目—	国語	理科・社会		行動観察
3月5日(木) —第2日目—	数学・英語	面接		

(ウ) 普通科③

時限 月日	第1時限 10:00 ~ 10:50	第2時限 11:15 ~ 12:05	昼食 (55分)	第3時限 13:10 ~ 14:00
3月4日(水) —第1日目—	国語	行動観察		数学
3月5日(木) —第2日目—	行動観察	面接		

(エ) 普通科④

時限 月日	第1時限 10:00 ~ 10:50	第2時限 11:15 ~ 12:05
3月4日(水) —第1日目—	ことば・かず	行動観察
3月5日(木) —第2日目—	行動観察	面接

(オ) 普通科⑤

時限 月日	第1時限 10:00 ~ 10:50
3月4日(水) —第1日目—	行動観察
3月5日(木) —第2日目—	面接

※中学校(中学部)の履修状況を鑑みて出願の際に確認を行うこととする。

※試験会場へは筆記用具(シャープペンシルを含む)、定規(三角定規は可、分度器機能付きは不可、分度器は不可)、コンパス、自助具の持ち込みを可とする。

- (7) 受検生は検査当日必ず下記様式の名札を身につけることとする。(各自で用意すること)

出身中学校		6 cm 以内
受検番号		
氏名		
		8 cm 以内

- (8) 合格発表

本校事務室前掲示板に令和2年3月11日(水)午前9時から12日(木)午後3時まで受検番号をもって合格発表とする。

※合否に関して電話での問い合わせには応じない。

- (9) 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和2年4月7日までに入学手続を完了しなければならない。

- (10) その他

ア 受検に際し、配慮等が必要な場合(自助具や机、代筆等)には令和元年10月末日までに本校高等部まで申請を行うこととする。

イ 受検に際し、補助具等が必要な場合については各自で準備することとする。

ウ 受検生の介助(トイレ、水分補給、昼食等)は原則として保護者が行うこととし、検査中は保護者待機室で待機することとする。

エ 入学者選抜についての問い合わせは本校高等部の担当者へ連絡すること。

※担当者 澤岬・赤嶺・渡部

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合、以下に記す通りに第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）における学力検査を受検し、合格しなかったものとする。

(2) 出願期間

ア 令和2年3月12日（木）、13日（金）の2日間とし、イに示す受付時間とする。

イ 受付時間

3月12日（木）午前9時から午後5時

3月13日（金）午前9時から午後4時

※郵送の場合もこの期日に必着とする。

(3) 出願手続

高等学校における学力検査を受検した者の出願手続は次による

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則に従い、1校に出願することができる。ただし、志願前相談を受けた者に限る。

イ 志願者は、第2次募集入学志願書（第5号様式）を添えて出身の学校長に提出しなければならない。

ウ 出身学校長は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書（第5号様式）

(イ) 第2次募集志願者名簿（第6号様式）

(ウ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3号様式）

(エ) 調査書（一般入学で提出したものと同一もの）

(オ) 確約及び証明書（第8号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(キ) 写真2葉

※出願日3ヶ月以内に撮影された縦5cm、横4cm、上半身・脱帽のもの（白黒、カラー可）とする。

(4) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第7号様式）、調査書、面接の結果等により行う。

(5) 合格発表

本校事務室前掲示板に令和2年3月24日（火）午前9時から25日（水）午後3時まで受検番号をもって合格発表とする。

※合否に関して電話での問い合わせには応じない。

(6) 入学手続き等については前記2(9)及び2(10)と同様とする。

第1号様式

入 学 志 願 書

沖縄県立_____学校長 殿
 貴校高等部第1学年に入学したいので、
 保護者と連名の上出願いたします。

令和_____年_____月_____日

志願者_____

保護者_____印

受検番号	※
------	---

写 真

(1) 旅券申請用判
縦4.5cm×横3.5cm程度

(2) 正面、上半身、無帽

(3) 出願前3ヶ月以内に
撮影したもの

(4) カラー、白黒、両方可

(5) 写真の裏に氏名及び
生年月日を記入

志 願 者	ふりがな 氏 名		生年 月日	平成_____年_____月_____日生
	現住所	〒	年齢 性別	歳 (男 ・ 女)
	電話	(自宅)	(携帯)	
	出身学校	_____年_____月_____日 卒業・卒業見込み		
保 護 者	ふりがな 氏 名		志願者との続柄 (_____)	
	現住所	〒		
	電 話	(自宅)	(携帯)	
受検場		本 校 ・ 出張検査場		

県立名護特別支援学校普通科産業コース志願者のみ記入

希望順位	普通科産業コース	希望順位	普通科普通コース	希望順位

記入上の注意

- 1 受検番号※の欄は、記入しない。
- 2 年齢は、募集年度の3月31日現在で記入する。
- 3 性別、卒業見込みの欄は、該当する文字を○で囲む。
- 4 志願者が成年者のときは、保護者欄を保証人と読み替えて記入する。
- 5 受検場については、本校で学力検査等を受ける者は本校に○印を、出張検査場（別表第2に掲げる地域に限る）で受検する者は、出張検査場を○印で囲むこと。
- 6 県立名護特別支援学校普通科産業コース志願者は、普通科産業コース希望順位欄に「1」、普通科普通コース希望順位欄に「2」と必ず記入すること。

第2号様式

健康診断書

ふりがな 氏名			出身学校		
生年月日	年	月	日	卒業 ・卒業見込 年月日	卒業 年月日 卒業見込
視力	右	()			
	左	()			
聴力	右	異常なし・難聴			
	左	異常なし・難聴			
胸部レントゲン		直接撮影 ・ 間接撮影 (フィルム番号)			
		所見 (異常なし ・ 要管理)			
疾病及び健康に配慮を 要する事項					
上記のとおり相違ないことを証明する。					
年 月 日					
所在地					
名称					
医師 印					

第3号様式

専 門 医 の 診 断 書	
現 住 所	
氏 名	年 月 日生
病 名	<u>※障害名</u>
障 害 種 (※主障害を○で囲んで下さい)	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱
所 見 (※検査名・検査結果があればご記入下さい)	
上記のとおり診断する。	
年 月 日	
住 所	
病 院 名	電 話
医師氏名	印

障害種別の専門医の診断によること。

第4号様式

県外からの入学志願のための許可願

志願者 ^{ふりがな}氏名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（男・女）

上記の者は、下記の理由により貴県の特別支援学校高等部へ入学志願したいので、よろしくお取り計らい
くださいますようお願いいたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者 ^{ふりがな}氏名 _____ 印

沖縄県教育委員会教育長 殿

記

	保 護 者	志 願 者
現 住 所		
沖縄県内の予定住所		
志願者と保護者との続柄	転居 予定日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
志願先特別支援学校名		学 科 _____
志願の理由（詳細に記載し、その事情を証明する資料を添付すること。）		
上記の通り相違なく、また志願者は貴県以外の公立特別支援学校高等部に入学志願していないことを証明する。		
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
(_____) 学校長 印		
所在地 (_____ TEL : _____)		

上記の願いを許可する。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
沖縄県教育委員会
教育長 印

(注) 虚偽の記載により入学した者については、当該学校長はその入学を取り消すことができる。

第5号様式

第2次募集入学志願書

受検番号	※
------	---

志望	沖縄県立 学校 ※普通科産業コース・普通科普通コース		
志願者	ふりがな 氏名	平成 年 月 日生 歳 男・女	
		電話番号	
	現住所	〒	
	出身学校	学校	卒業 年 月 卒業見込み
保護者	ふりがな 氏名	志願者との続柄	
	現住所	〒	
一般入学志願先高等学校	沖縄県立 高等学校	一般入学 受検番号	
学力検査を受検した 第一志望の課程及び学科	全日制 定時制 科 (コース) () 部		
私は、貴校第一学年に入学したいので、保護者と連名の上、お願いいたします。			
		令和 年 月 日	
沖縄県立		学校長 殿	
		志願者 _____	
		保護者 _____ 印	

記入上の注意

- 1 受検番号は記入しないこと。
- 2 年齢は募集年度の3月末日現在で記入すること。
- 3 性別及び卒業・卒業見込みについては、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 保護者の現住所が志願者のものと同じ場合には、「志願者に同じ」と略記すること。
- 5 学力検査とは、沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査をいう。
- 6 志願者が成年者のときは、保護者欄の記入を要しない。
- 7 ※志望欄の普通科産業コース・普通科普通コースは、県立名護特別支援学校普通科志願者のみ○で囲むこと。

令和 年度
第2次募集志願者名簿

沖縄県立 _____ 学校

(全日・定時) 制課程 _____ 科 _____ コース (男・女)

_____ 学校 _____ 校長 _____ 印

通し 番号	受検番号	ふりがな 氏名	一般入学志願先高等学校	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- 1 志望学科別、男女別にそれぞれ1部作成すること。
- 2 受検番号欄は、記入しないこと。
- 3 過年度卒業者については、備考欄に「過」と記入すること。

第7号様式

学力検査成績証明書

沖縄県立

学校長 殿

令和 年 月 日

沖縄県立

高等学校長

印

第一志望 受検学科		受検番号	
ふりがな 受検者氏名			

上記の本校受検者の学力検査結果は、下記のとおりであったことを証明します。

記

学力検査成績

教科	国語	社会	数学	理科	英語	合計
得点						

確 約 及 び 証 明 書

沖縄県立

学校長 殿

下記の生徒について、確約及び証明します。

記

ふりがな 志願者		出身学校	学校
志願校	沖縄県立		学校

上記の者の保証人として、すべての責任を果たすことを確約します。

ふりがな

保証人 _____ 印

現住所 _____

電話番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日生 (_____ 歳)

保護者または本人との関係 _____

上記の者は、保証人として、そのすべての責任を果たしてもらうことを証明します。

ふりがな

保護者名 _____ 印

現住所 _____

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

平成22年3月31日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

(入学志願及び学区の指定)

第3条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しなければならない。

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の属する学区の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

(学区の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが事実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校に入学することができる。

2 前項の規定により特別支援学校に入学しようとする者は、入学に係る提出書類に保護者の住所の移転を証する書類及び入学しようとする特別支援学校長が必要であると認める書類を添えて、幼稚部及び高等部においては入学しようとする特別支援学校長に、小学部及び中学部においては県教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者であつて県教育委員会の許可を得たものは、前条に定める学区以外の特別支援学校に入学することができる。

(違反者に対する取扱い)

第5条 この規則に違反して特別支援学校に入学した者については、幼稚部又は高等部においては当該特別支援学校長が入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができるものとし、小学部又は中学部においては県教育委員会が入学先の特別支援学校の変更又は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

別表第1（第2条関係）

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原

	町、浦添市、那覇市、南城市 (南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
鏡が丘特別支援学校 (病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
森川特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)	本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児入所施設に限る。)の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。 病院内訪問学級にあつては、沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、社会医療法人敬愛会中頭病院、国立大学法人琉球大学医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄県立南部医療

		、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	センター・こども医療センター、日本赤十字社沖縄赤十字病院及び沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院の入院者に限る。
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
	桜野特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）	幼稚部にあつては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。
	美咲特別支援学校はなさき分校	沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。）に限る。）、中城村	
	泡瀬特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村	

那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）、浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）	久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。
	鏡が丘特別支援学校 （肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	
浦分学区	鏡が丘特別支援学校浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。
島尻学区	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）	幼稚部にあつては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。 馬天小学校分教室（知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。）にあつては、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）
	島尻特別支援学校（肢体不自由である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）	南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市	

	西崎特別支援学校	那覇市（那覇市立鏡原、小禄及び金城中学校区域に限る。）、八重瀬町（八重瀬町立具志頭中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市	
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古島市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町
--

別記様式（第4条関係）

学区外特別支援学校入学志願書

令和 年 月 日

沖縄県立

学校長 殿

（出身中学校・中学部）

ふりがな
（志願者氏名）

ふりがな
（保護者氏名）

印

（保護者現住所）

下記のとおり沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第4条の規定により、保護者の移転先の住所の属する学区内に所在する特別支援学校へ入学を志願します。

記

志願先特別支援学校及び志願学科		沖縄県立	学校	科
保護者の住所 の移転に関する事項	移転先住所			
	移転予定年月日	年	月	日
	移転の理由			

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

学校

校長

印

添付書類

- 1 保護者の住所の移転を証する書類
- 2 その他（ ）

第4号様式

県外からの入学志願のための許可願

志願者 ^{ふりがな} 氏名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（男・女）

上記の者は、下記の理由により貴県の特別支援学校高等部専攻科へ入学志願したいので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者 ^{ふりがな} 氏名 _____ 印

沖縄県教育委員会教育長 殿

記

		保 護 者	志 願 者	
現 住 所				
沖縄県内の予定住所				
志願者と保護者との続柄	転居 予定日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
志願先特別支援学校名		学 科		
志願の理由（詳細に記載し、その事情を証明する資料を添付すること。）				
上記の通り相違なく、また志願者は貴県以外の公立特別支援学校高等部専攻科等に入学志願していないことを証明する。				
		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
(_____)) 学校長		印
所在地 (_____)		TEL : _____)		

上記の願いを許可する。				
		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
沖縄県教育委員会				
		教育長		印

(注) 虚偽の記載により入学した者については、当該学校長はその入学を取り消すことができる。

確 約 及 び 証 明 書

沖縄県立

学校長 殿

下記の生徒について、確約及び証明します。

記

ふりがな 志願者		出身学校	
志願校	沖縄県立		学校

上記の者の保証人として、すべての責任を果たすことを確約します。

ふりがな

保証人 _____ 印

現住所 _____

電話番号 _____

生年月日 _____ 年 月 日生 (_____ 歳)

保護者または本人との関係 _____

上記の者は、保証人として、そのすべての責任を果たしてもらうことを証明します。

ふりがな

保護者名 _____ 印

現住所 _____